

考えてみませんか？

子ども医療費のはなし 

# 小児医療証の

# しおり



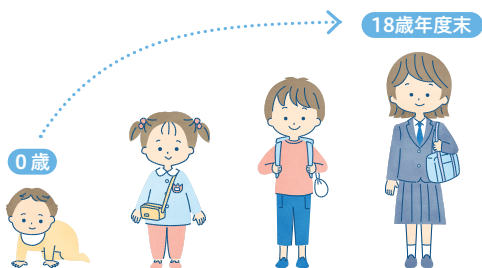
## 目次

小児医療費助成とは .....	2ページ
医療費の払い戻しを受けたいとき .....	6ページ
加入している健康保険や住所が変わったときなど .....	9ページ
考えてみませんか？ 子ども医療費のはなし .....	12ページ
お問合わせ先 .....	16ページ

# 小児医療費助成とは

この制度は、健康保険に加入している0歳～18歳年度末までのお子さまが医療機関等で診療を受けた際に、医療機関等の窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成するものです。

※入院時の食事代や保険適用外となる費用(入院時の差額ベット代、文書料、健康診断、乳児検診、選定療養費、予防接種等)は助成対象外です。



## 小児医療費助成の対象とならない場合

- 他の医療費助成(重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成等)を受けている場合
- 生活保護を受けている場合
- 児童福祉法に基づく措置医療等を受けている場合等

令和8年6月1日から対象年齢を18歳年度末  
(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)までに拡大します。

※18歳以上の方の場合、小児医療費助成の各種申請は対象者本人が行う必要があります。

本人による申請が難しく、ご家族等が申請される場合には、各種申請書等に設けている委任欄への記入が必要となります。

なお、成年後見人等の法廷代理人が申請する場合は、委任欄への記入は不要です。

●制度拡大の詳細はこちら





# 医療証の使い方

## ●神奈川県内の医療機関等にかかるとき

小児医療証とマイナ保険証、もしくは資格確認書を医療機関等の窓口にて提示してください。

## ●小児医療証が使えないとき

県外の医療機関等で受診した場合などはいったん自己負担額を支払う必要がありますが、後日、区役所保険年金課保険係給付担当に申請することにより払い戻されます（※詳細は **P.6** 参照）。

## 医療証の更新

医療証には有効期間があります。0歳と1歳以上のお子さまとでは更新時期が異なります。



### 0歳のお子さま

1歳を迎えるお誕生月の翌月1日

※1日生まれはお誕生月の1日。

※1歳以降は隔年の10月1日ですので、1歳以降最初の医療証の有効期限は偶数年の9月30日までです。



### 1歳以上のお子さま

隔年（偶数年）10月1日

※有効期限の末日までに新しい医療証をお送りします。

末日までに新しい有効期限の医療証が届かない場合は、お住まいの区の区役所保険年金課保険係給付担当へお問い合わせください。

※令和8年6月の制度拡大で新たに対象となった方は次回（令和8年10月）の証更新の対象にはなりません。





# マイナ保険証を医療証として 利用できます

横浜市の医療費助成制度を利用する場合は、医療機関等の窓口でマイナ保険証を提示するだけで医療費助成が利用（受診）できます。

また医療証の情報はマイナポータル上で確認できます。利用にあたってはマイナ保険証が必要です。

なお、マイナ保険証で受診できない医療機関等もありますので、引き続き受診時は紙の医療証もお持ちください（従来の紙の医療証も引き続き交付します）。



## ●実施医療機関等



マイナ保険証で  
小児医療費助成が受けられる  
医療機関等はこちら

※リンク先のデジタル庁ページ内の【2. 先行実施事業の実施状況】にある「医療費助成オンライン資格確認の導入済み医療機関・薬局リスト」をご覧ください。



## ● 利用方法



- 1 医療機関等の窓口を設置している顔認証機付きカードリーダーにマイナ保険証をかざしてください。



- 2 「医療費助成の各種受給者証を利用しますか？」の画面で「利用する」を選択してください(医療機関等のシステムにより詳細の表示は異なります)。



## よくある質問

### Q1 県外の医療機関等で利用できますか？

- A1. 利用できません。県内の医療機関等(マイナ保険証が医療証として利用できる)で利用可能です。

### Q2 誰のマイナ保険証を持って行ったらよいでしょうか？

- A2. 医療証の対象者本人のマイナ保険証が必要です。  
例えば、お子さまが受診される場合はお子さまのマイナ保険証をご持参ください。

### Q3 マイナンバーカードを持っていません。

- A3. 受診の際は引き続き小児医療証と資格確認書を医療機関等の窓口にて提示してください。



# 医療費の 払い戻しを受けたいとき



次のような場合で医療機関等の窓口で小児医療証が使えずに自己負担額を支払った場合などには、払い戻し申請を行うことで医療費の払い戻しが受けられます。

- ☑ 神奈川県外の医療機関等で受診したとき
- ☑ 受診時に健康保険証等の提示ができず医療費を10割全額支払った場合や医師の指示で小児弱視等治療用眼鏡・コルセットなどの治療用装具を作成した場合

## 申請方法

申請は「横浜市子育て応援アプリ パマトコ」で、スマートフォンやパソコンから申請できます。申請に基づいて審査を行い医療費の払い戻しを行います。郵送で申請する場合は申請書に必要事項を記載の上、お住まいの区の区役所保険年金課保険係給付担当に提出してください。その他、窓口で申請することもできます。

## 電子申請の流れ

パマトコのアカウントを作成の上、各申請フォーム画面で必要事項を入力し、申請に必要な資料を添付し申請します。申請前に各申請フォームの直前の画面（申請手続き画面）の注意事項を必ずご確認ください。

横浜市  
子育て応援アプリ  
パマトコはこちら

アカウント  
登録



支給申請  
(払い戻し)



## 申請に必要な添付書類

対象	必要なもの	
<b>全員必須</b>	お子さまの健康保険の内容が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険証情報画面を印刷したもの等）	
	小児医療証	
	領収証の原本 （患者氏名、保険診療の総点数、診療期間、領収金額、医療機関名のあるもの。健康保険に領収書の原本を提出する場合はコピーでも可）	
	振込先金融機関の預金通帳またはキャッシュカード（振込先が分かる箇所）	
<b>該当者のみ</b> ※令和8年4月から②、③、④に該当する場合もパマトコで申請できるようになりました。	①申請者（保護者）以外の口座へ振り込む場合	申請書の委任状欄に委任者（申請者）の押印もしくは署名（押印の場合は朱肉を使うもの）
	②医療費が高額になった場合	高額療養費、附加給付金等の支給決定通知書
	③やむを得ない理由で健康保険証等の提示ができず、10割全額支払った場合	療養費支給決定通知書
	④医師の指示により、小児弱視等治療用眼鏡・コルセットなどの治療用装具を作成した場合	医師の指示書 （原本を健康保険へ提出する場合はコピーでも可）  療養費支給決定通知書



## ⚠️ 申請の際は次の点にご注意ください

- 領収書は、1か月分ごとにをまとめた上で、診療を受けた翌月からなるべく1年以内に申請してください。
- 受診月の翌月1日から5年で時効となり、それ以降は申請ができなくなりますのでご注意ください。
- 申請後3か月前後で払い戻されます（書類の不備や加入の健康保険等からの附加給付金がある場合などは更に時間がかかります）。

## よくある質問（払い戻し申請について）



受診時に健康保険証等の提示ができず医療費を10割全額支払った場合や医師の指示で小児弱視等治療用眼鏡・コルセットなどの治療用装具を作成した場合はどのように払い戻しの申請をすればよいのでしょうか？

**A.** まず、ご加入の健康保険等に療養費（保険診療分）支給の申請を行い、健康保険から療養費支給決定通知等が発行されてから、小児医療費助成の払い戻しの申請をしてください（先に小児医療費助成の払い戻しの申請はできません）。

※療養費の申請方法については、ご加入の健康保険等にご確認ください。

### 申請の流れ

- ① 医療機関等で受診（全額負担）。
- ② 加入の健康保険等に療養費（7割または8割分）の支給申請を行います。
- ③ 療養費支給決定通知書が届きます。
- ④ 残りの自己負担分（3割または2割分）の支給申請をお住まいの区の区役所保険年金課保険係給付担当にパマトコで行います（郵送、区役所窓口で申請も可能）。
- ⑤ 概ね3か月前後で払い戻されます（書類の不備や加入の健康保険等からの附加給付金がある場合などは更に時間がかかります）。



# 加入している健康保険や住所が変わったときなど

次のような場合には届出をお願いします。

- 加入している健康保険が変わったとき、住所(市内転入)・氏名が変わったとき、医療証をなくしたり、汚したりしたとき  
→申請後、新しい医療証を発行します。加入している健康保険が変わったときは、お持ちの医療証を引き続き利用してください。
- 他の医療費助成制度を受けるとき(重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業)、生活保護を受給したとき、市外転出するとき  
→資格喪失となるため、使用中の医療証を返却していただきます。
- 婚姻・離婚などで保護者の方が変わったとき、保護者の方と配偶者の方の間で、主に生計を維持してる方が変わったとき  
→現在の医療証を引き続き使用できます。

## 届出に必要な添付書類

- お子さまの健康保険の内容が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険情報画面等)
- 小児医療証(紛失等で再発行を希望する場合は不要)



## 届出方法



異動届は「横浜市子育て応援アプリ パマトコ」で、スマートフォンやパソコンから届出できます。

届出内容を確認ののち、小児医療費助成の医療証の発行を行います。

郵送の場合は届出書に必要事項を記載の上、お住まいの区の区役所保険年金課保険係給付担当に提出してください。

その他、区役所の窓口で届出もできます。

### 電子申請の流れ

パマトコのアカウントを作成の上、各申請フォーム画面で必要事項を入力し、申請に必要な資料を添付し申請します。申請前に各申請フォームの直前の画面(申請手続き画面)の注意事項を必ずご確認ください。

#### ▼横浜市子育て応援アプリパマトコはこちら

アカウント  
登録



異動届





## 学校等でのけがなどについて

幼稚園、小・中学校等の学校管理下で発生した児童生徒の負傷等に対して、その医療費等が給付される「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」があります。

学校管理下で負傷等した場合は医療機関等では、小児医療証を使わず、医療費の自己負担額をお支払いください。

なお、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象とならなかった場合(規定の金額に届かなかった場合など)は、払い戻し申請をしていただくことで、医療費の自己負担分を払い戻します。



## 交通事故や第三者から傷害を受けた場合

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)から傷害を受けた場合に横浜市の小児医療費助成を利用して治療を受ける際は、「第三者の行為による傷病届」を提出してください。警察の交通事故証明書なども必要になりますので、申請方法の詳細はお住まいの区役所保険年金課保険係給付担当にお問合わせください。

### 医療費は加害者が負担

交通事故などで第三者から損害を受けた場合、被害者に過失のない限り、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。そのため、保険診療で受診した場合、被害者が負担した医療費(小児医療費助成対象分)を横浜市が被害者に代わって加害者に請求します。



考えてみませんか？

# 子ども医療費のはなし

ちょっとまって……



## その医療費、無料ではありません！

病気やけがでお子さまが医療機関等にかかるとき、横浜市ではお子さまの窓口負担額を全額助成するため、医療費は原則かかりません。そのため、大人に比べて医療費が安く済むと思っていないませんか？

しかし、その財源は私たちの支払う保険料や税金で賄われています。「支払いがないから」と安易な受診を繰り返すと、「保険料の引き上げ」や「増税」という形で、最終的には私たちの家計の負担が増えてしまう可能性があるのです。

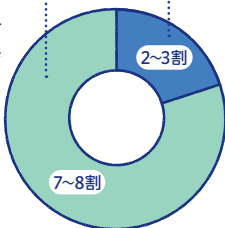


### 横浜市の小児医療費の内訳

#### 公的医療保険

- 国民健康保険組合
- 全国健康保険協会 (協会けんぽ)
- 健康保険組合
- 共済組合 など

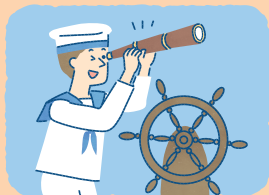
私たちの保険料が  
主な財源



#### 窓口負担

横浜市では、中学3年生までのお子さまの窓口負担額を原則全額助成しています。

私たちの  
税金が財源



これからも少ない負担で安心して医療を受けられる制度を維持するためにも、次のページから見直した方がよい医療のかかり方と実践したい医療のかかり方を確認し、医療費の無駄を省きましょう！

# していませんか？

## こんな医療のかかり方



軽い気持ちで時間外受診をしたり、なんとなく安心だからといった理由で大病院を選んだりしていませんか？ このような医療のかかり方は、医療費や時間を無駄にしてしまう原因に。「自分は大丈夫」と思わずに、見直せるポイントがないか確認しておきましょう。

### ＼ 夜間や休日に受診する /

#### コンビニ受診

平日の遅い時間や土日でも開いている医療機関等がありますが、診療時間内でも時間外加算が付くことがあります。

#### 見直しポイント

緊急時以外は、できるだけ平日の日中に受診するように心がけましょう。

【ONLINE QQ こどもの救急】



夜間や休日に受診するかどうか判断に役立つ情報はこちら

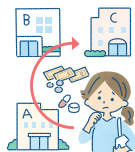
### ＼ 頻繁に医療機関等を変える /

#### はしご受診

同じ病気で複数の医療機関等を受診すると、検査などが重複し体への負担も増えます。また、同じ薬が処方されるなど費用面でも負担が大きくなります。

#### 見直しポイント

信頼できるかかりつけ医をもち、不安や疑問は率直に質問を。



こんな受診は見直そう

### ＼ 何でも診てもらえそうだから /

#### いきなり大病院

大きな病院では、待ち時間や検査の時間が長くなることも。また緊急時以外に紹介状なしで受診すると、別途料金が加算されます。

#### 見直しポイント

まずはかかりつけ医を受診し、紹介状を書いてもらいましょう。



### ＼ 緊急ではないけれど /

#### 救急車を呼ぶ

様子を見てもよい状況で混んでいる救急外来に行くと、お子さまの負担になることもあります。ただし、お子さまの体調は急変しやすいので、判断に迷ったらすぐ相談を。

#### 見直しポイント

急な病気やけがで救急車を呼ぶか迷ったら**神奈川救急相談センター** ☎#7119 に連絡を。



急病時の相談先や救急医療機関等の詳細はこちら



こうして実践！

# 上手な医療のかかり方



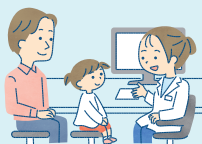
## かかりつけ医・かかりつけ薬局をもつ

日常的な診察などで、継続的に受診する「かかりつけ医」を決めておくと、お子さまの体質や発育歴なども踏まえて総合的に診てもらうことができます。

また、いつも薬を調剤してもらう「かかりつけ薬局」を決めておくことで、お子さまの薬歴やアレルギーの有無などを継続的に把握してもらえ、飲み合わせが悪い薬のチェックなどもしてくれます。

### …………… かかりつけ医を選ぶポイント ……………

- 自宅や保育園（幼稚園）、学校などから通いやすい
- 待ち時間が少なく、診察時の説明も分かりやすい
- 話を聞いてくれて、健康上の相談もしやすいなど



### …………… かかりつけ薬局を選ぶポイント ……………

- 立地や営業時間などの利便性がよい
- 服薬の回数や方法などを丁寧に説明してくれる
- 相性がよく、相談しやすい薬剤師がいる など



マイナ保険証を使うと、  
よりよい医療が受けられます！

マイナ保険証で受診する際、情報提供に同意すれば過去に受診した医療機関等や処方された薬などの情報に基づいたより正確な診察・薬の処方をしてもらえます。医療機関等を受診する際は、ぜひマイナ保険証の活用を。

医療保険制度をこれからも守っていくためには、一人ひとりの心がけが大切です。医療のかかり方を少し変えるだけで、医療費の節約につながります。いま一度、上手な医療のかかり方をおさらいしてみましょう。

### お薬手帳は1冊にまとめる

お薬手帳を複数に分けていると、薬の情報が医師や薬剤師に正しく伝わらず、薬の重複や飲み合わせによるトラブルなどを引き、体にも費用面でも負担となる要因に。必ず1冊にまとめて毎回持参するようにしましょう。

### ジェネリック医薬品を使う

ジェネリック医薬品とは、特許期間が満了した先発医薬品と同じ有効成分を使って作られた薬のこと。開発費が抑えられるため、ほとんどの場合で先発医薬品よりも価格が安くなります。もちろん、効果や安全性も先発医薬品と同等であると国から認められているので安心です。

※全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

…………… 使いやすく改良されていることも！ ……………



小さくして  
飲みやすく



コーティングで  
苦味を少なく



水なしでも  
飲めるように

### ▶薬によっては特別の料金がかかる場合も

ジェネリック医薬品がある薬で先発医薬品を選ぶと、特別の料金がかかる場合があります。なお、特別の料金は小児医療費助成の対象にはなりませんのでご注意ください。

※現在は、原則ジェネリック医薬品での処方となっています。

※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合や、医療機関や薬局にジェネリック医薬品の在庫がない場合などには特別の料金はかかりません。

### 抗菌薬（抗生物質）の適正利用を

抗菌薬は、細菌感染症を治療するための薬で、ウイルスによる風邪には効果がありません。そればかりか、不適切な抗菌薬の使用は、抗菌薬が効かない・効きにくいなど、抗菌薬に耐性を持った「薬剤耐性菌」を増やす原因に。使用の際には下記を心がけましょう。

- 処方された抗菌薬は、医師の指示通りに服用する
- 抗菌薬をあげたり、もらったりしない
- 分からないことは、医師や薬剤師に確認する



# お問い合わせ先



区	電話番号	FAX	所在地
鶴見区	045-510-1810~11	045-510-1898	〒230-0051横浜市鶴見区 鶴見中央3-20-1
神奈川区	045-411-7126	045-322-1979	〒221-0824横浜市神奈川区 広台太田町3-8
西区	045-320-8427~28	045-322-2183	〒220-0051横浜市西区 中央1-5-10
中区	045-224-8317~18	045-224-8309	〒231-0021横浜市中区 日本大通35
南区	045-341-1128	045-341-1131	〒232-0024横浜市南区 浦舟町2-33
港南区	045-847-8423	045-845-8413	〒233-0003横浜市港南区 港南4-2-10
保土ヶ谷区	045-334-6338	045-334-6334	〒240-0001横浜市 保土ヶ谷区川辺町2-9
旭区	045-954-6138	045-954-5784	〒241-0022横浜市旭区 鶴ヶ峰1-4-12
磯子区	045-750-2428	045-750-2545	〒235-0016横浜市磯子区 磯子3-5-1
金沢区	045-788-7838	045-788-0328	〒236-0021横浜市金沢区 泥亀2-9-1
港北区	045-540-2351	045-540-2355	〒222-0032横浜市港北区 大豆戸町26-1
緑区	045-930-2344	045-930-2347	〒226-0013横浜市緑区 寺山町118
青葉区	045-978-2337	045-978-2417	〒225-0024横浜市青葉区 市ヶ尾町31-4
都筑区	045-948-2336~37	045-948-2339	〒224-0032横浜市都筑区 茅ヶ崎中央32-1
泉区	045-800-2427	045-800-2512	〒245-0024横浜市泉区 和泉中央北5-1-1
栄区	045-894-8426	045-895-0115	〒247-0005横浜市栄区 桂町303-19
戸塚区	045-866-8450	045-871-5809	〒244-0003横浜市戸塚区 戸塚町16-17
瀬谷区	045-367-5727~28	045-362-2420	〒246-0021横浜市瀬谷区 二ツ橋町190
医療援助課	045-671-4115	045-664-0403	〒231-0005横浜市中区 本町6-50-10



## 参考ウェブサイト

横浜市の  
小児医療費助成制度



2027年国際園芸博覧会  
2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027